

令和6年度(2024年度) 介護サービス事業者等 (地域密着型サービス・介護予防支援) に対する集団指導

【対象サービス】

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・指定(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・指定看護小規模多機能型居宅介護
- ・指定介護機関※
- ・指定夜間対応型訪問介護
- ・指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・指定介護予防支援

※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定(介護予防)認知症対応型通所介護、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防支援について、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けたもの



令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果から

1. 実地検査における指摘事例について



第2章で詳しく
解説します。

2. 令和6年度介護報酬改定における 改定事項について

第4章で詳しく
解説します。



令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果から

3. 検査する項目について教えてほしい

表題	リンク
指導監査とは	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html ※上記リンクから「指導事項票」をダウンロードいただけます。



自主点検等にご活用ください。

Contents

第1章

- 実地検査と監査について

第2章

- 昨年度の検査結果等の概要について

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第4章

- 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

第1章

• 実地検査と監査について

よろしくお願いします。



第1章

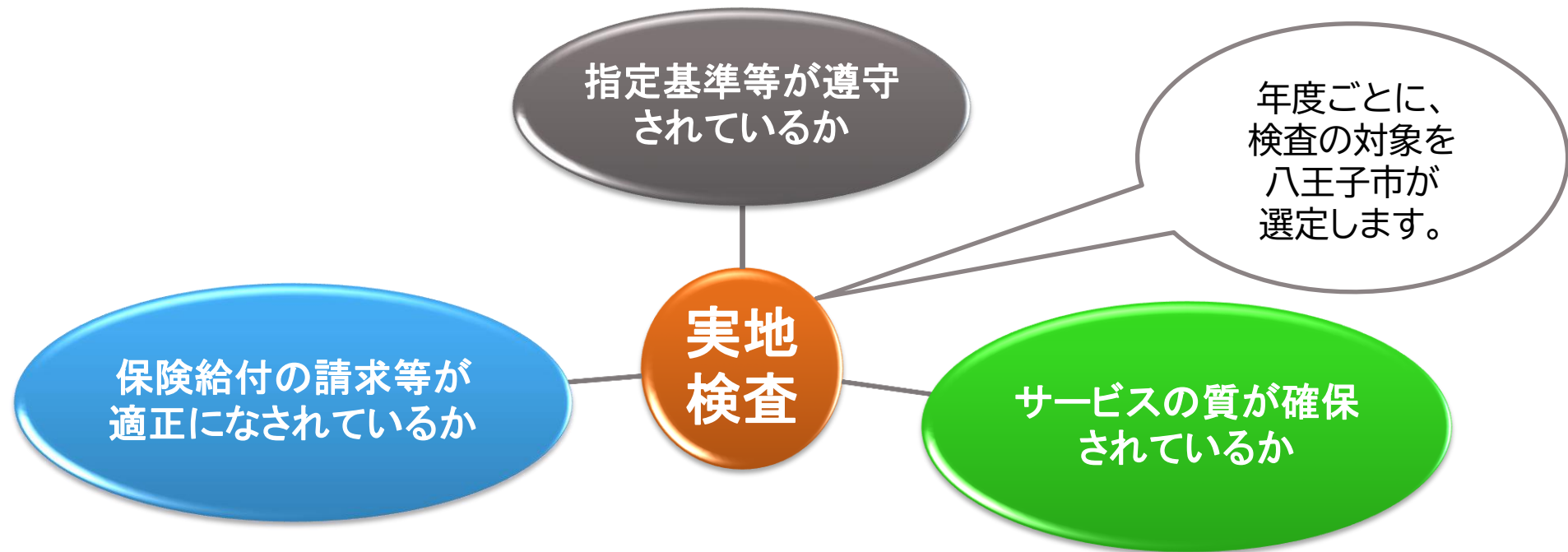
● 実地検査と監査について

- 1 - 1 基本方針
- 1 - 2 実地検査・監査の流れ
- 1 - 3 実地検査の重点項目
- 1 - 4 監査の重点項目
- 1 - 5 八王子市における行政処分事例
- 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

1-1 基本方針①

【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的を実施します。



目 的

- 事業者支援を基本とする助言及び指導

実地検査における「指導方法」

文書

文書指摘

- 法令、条例等に規定した事項に違反している場合
- 原則として30日以内に改善報告を行うよう指導する

口頭

口頭指導

- 法令、条例等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合
- その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合
- 改善報告は不要

助言

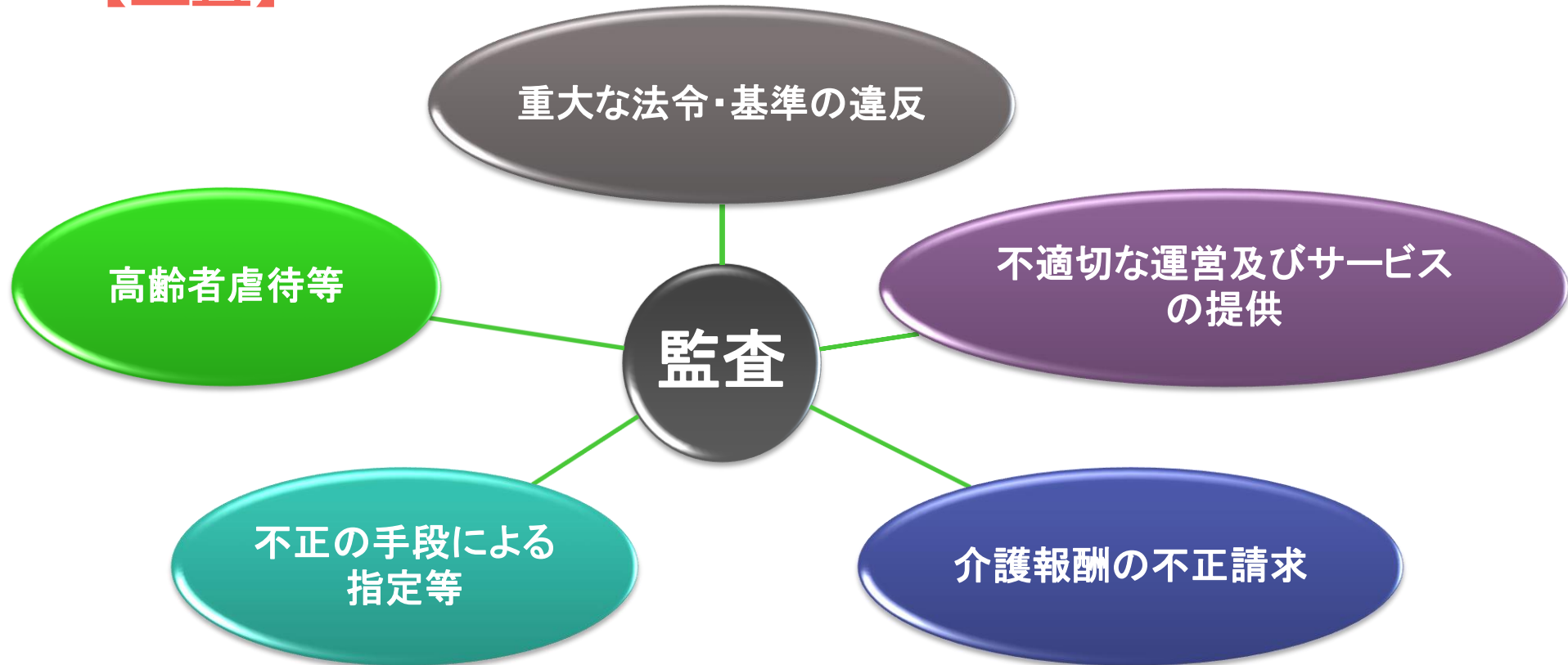
助言

- 法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合
- 改善報告は不要

指摘を受けた場合は、速やかに改善をお願いします。

1-1 基本方針②

【監査】 以下の状況が疑われる場合に監査を実施します。



目 的

- 介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持
- 利用者保護

1-1 基本方針③

【関係法令等】

- ・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- ・ その他の法令
- ・ 本市条例及び施行要領

※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和6年度（2024年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

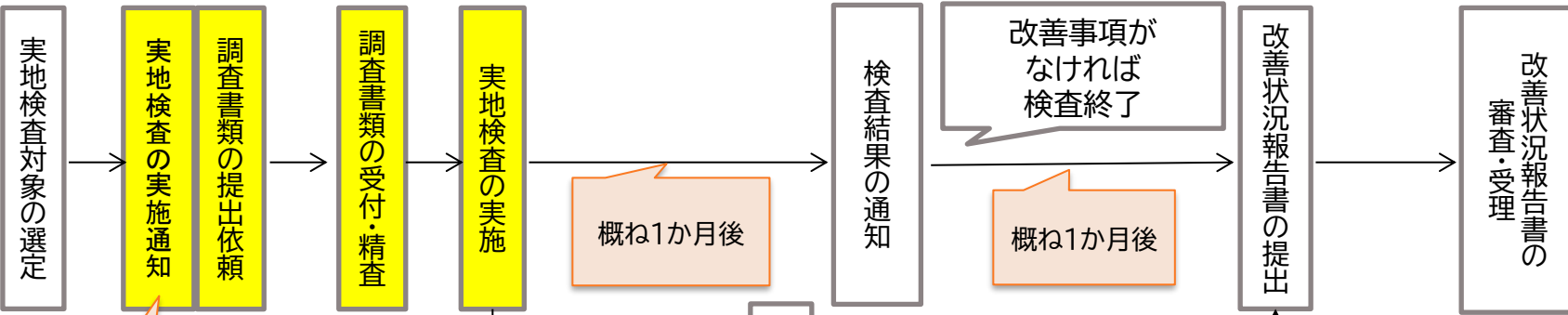
【場所】

市ホームページ> 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査
> 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導

1-2 実地検査・監査の流れ

実地検査

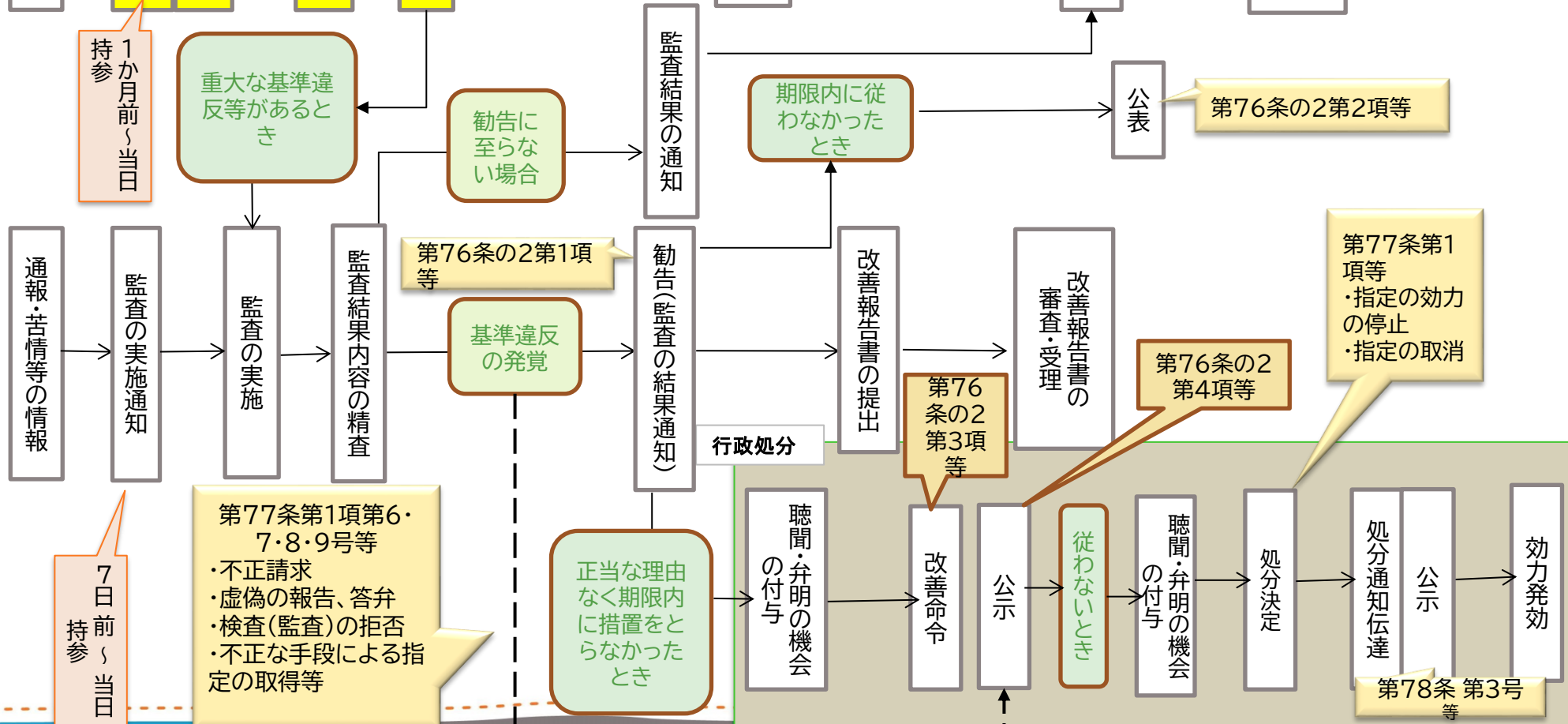
介護保険法第23条等



やり取りは原則として、電子メールで行います。

監査

介護保険法第76条等



1－3 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準



- ・ ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ・ イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ・ ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により 実施されていないか。

1－3 実地検査の重点項目②

(2)設備及び運営に関する基準



- ・ア 事業を運営するために必要な設備を備え、適切に使用及び管理しているか。
- ・イ ケアプランと個別計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則してなされているか。
- ・ウ 利用申込者又はその家族に対して、サービス内容の説明と同意が適切に行われているか。
- ・エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や人権侵害の防止に取り組んでいるか。
- ・オ 苦情や事故、感染症、食中毒があった場合に適切な対応がされているか。
- ・カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策を取っているか。
- ・キ 感染症や災害が発生しても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ・ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切になされているか。

1－3 実地検査の重点項目③

(3) 介護報酬の算定及び取扱い



- ・ 介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

1－4 監査の重点項目

監査の重点項目



- ・ 1 不正な手段により指定を受けていないか。
- ・ 2 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- ・ 3 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- ・ 4 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- ・ 5 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- ・ 6 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

1-5 八王子市における処分事例①

併設している
同一法人の事業所
全てが監査対象と
なることもあります。

1 平成30年(2018年)3月15日付け 全事業所指定取消

(1)対象事業所、
処分理由

ア 【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

…不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】

…不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

ウ 【居宅介護支援】

…不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2)返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)



1-5 八王子市における処分事例②

虚偽報告は
処分が重く
なりますので
ご注意ください。

虚偽報告

2 令和2年(2020年)1月14日付け 全事業所指定取消

(1)対象事業所、
処分理由

ア【訪問介護、第一号訪問事業】

…不正請求、虚偽報告、法令違反

イ【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

…不正な手段による指定

ウ【居宅介護支援】

…職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

(2)返還額

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-5 八王子市における処分事例③

3 令和5年(2023年)12月20日付け 指定取消

監査で不正が明らかになった場合、処分に加えて多大な返還額を支払う可能性もあります。

(1) 対象事業所、 処分理由

【訪問介護、第一号訪問事業】

- *不正請求(訪問介護計画書の未作成、虚偽のサービス提供記録表)
- *不正の手段による指定(サービス提供責任者、管理者及び訪問介護員について、勤務する意思を有していなかった者等を「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、指定申請時に提出)

(2) 返還額

17,035,021円(八王子市分のみ、加算額含む)

1－6 業務管理体制整備に関すること①

●業務管理体制整備の内容

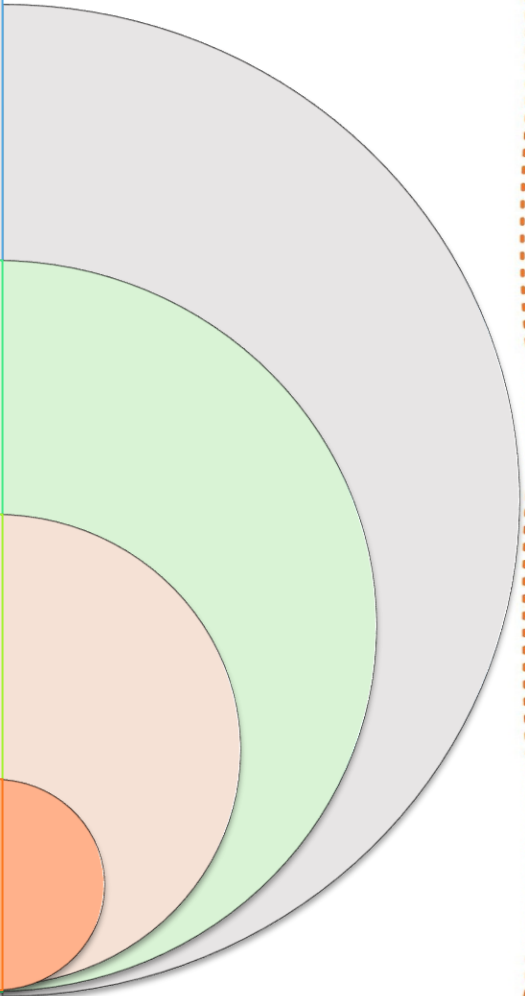
業務管理体制の内容	事業所数 ※1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査 ※2	×	×	○

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く)

※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査
のどちらかによる。

1-6 業務管理体制整備に関すること②

●業務管理体制の整備に関する届出先

指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局	
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事業所が所在する都道府県	
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみに所在する事業者	東京都	
全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみに所在する事業者	八王子市	

第2章

昨年度の検査結果等の概要について

基準を守って利用者が
安心できるサービスを!



第2章

昨年度の検査結果等の概要について

2－1 サービス名の略称

2－2 令和5年度の検査結果の概要（対象数、実地検査数、指摘事業所数（割合））

2－3 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

2－4 その他留意事項

2-1 サービス名の略称

定巡

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間

夜間対応型訪問介護

認知
デイ

(介護予防)認知症対応型通所介護

小多
機

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

看多
機

看護小規模多機能型居宅介護

予防
支援

介護予防支援

定巡

夜間

認知
デイ

小多
機

看多
機

予防
支援

2-2 令和5年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和5年度

		定巡	夜間	認知デイ	小多機	看多機	予防支援
対象数		6	4	11	18	2	21
実地検査数		1	0	0	0	0	0
指摘事業 所数 (割合)	文書指摘 (割合)	1 (100%)	0	0	0	0	0
	口頭指導 (割合)	1 (100%)	0	0	0	0	0

2-3 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

定巡

文書指摘事例

- (1)主治の医師による指示を文書で受けること。
- (2)定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を適正に作成すること。

口頭指導事例

- (3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
- (4)内容及び手続の説明及び同意

2-3-(1) 主治の医師による指示を文書で受けること

【法令等】

○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

【指摘事例】

＊訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていない。
(訪問看護サービスの利用対象者は、その主治医が訪問看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、その指示の内容は利用者の主治医が発行する訪問看護サービスに係るものでなくてはならない。)

2-3-(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を適正に作成すること

【法令等】

○計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

○訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、上記に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

【指摘事例】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を本来作成すべき時期に作成していなかった。
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すべき項目のうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名並びに入浴介護を除くサービスの所要時間及び日程の記載がなかった。
- ③訪問看護サービスの利用者の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、適正に主治の医師の指示を踏まえていない。
- ④利用者の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、計画作成責任者以外の者が作成していた。

2-3-(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

【法令等】

○計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

○訪問介護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、上記の事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

【指導事例】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標と実際が一致していない。

2-3-(4)内容及び手続の説明及び同意

【法令等】

○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項※を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

※「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）など。

【指導事例】

- ①苦情処理の手順を明確にすること。
- ②事故発生時の対応について記録することと事故発生時に速やかに賠償することを記載すること。
- ③職員体制について運営規程と合わせること。
- ④訪問看護サービスについて記載すること。

2-4 その他留意事項

事故発生時の対応について

2-4 その他留意事項

事故発生時の対応

【法令等】

○事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【文書指摘事例】

＊事故発生時に市に対して報告をしていない。



- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めておくこと
- ・損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償に必要な資力を保持するよう努めること
- ・再発防止の対策を講じること

事故報告の詳細については、
「事故発生時の報告について（介護保険課）」
を参照してください。

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第3章

•令和6年度から義務化されているもの

3－1 業務継続計画（BCP）の策定

3－2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

3－3 虐待防止に係る措置

3－4 認知症介護に係る基礎的な研修

認知
デイ

小多
機

看多
機

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは・・・

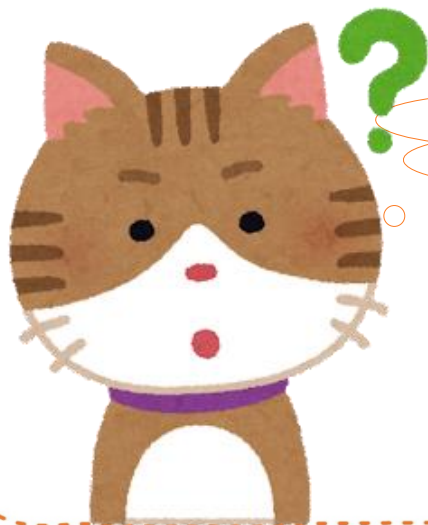
自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

令和6年4月1日から義務化されている事項

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 定期的な研修及び訓練の実施

3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

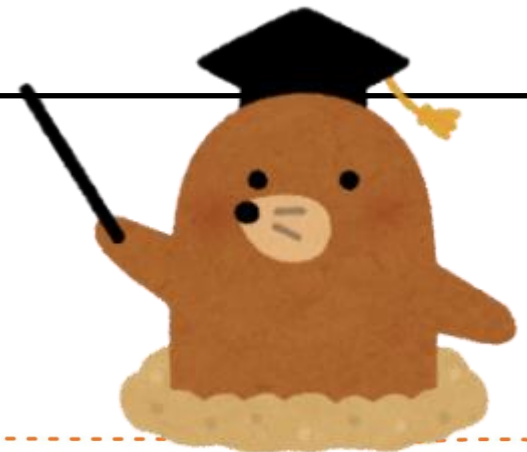
⇒ 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、介護施設・事業所において、適切な対応を行い、**利用者に必要なサービスを継続的に提供できる、若しくは早期に業務を再開できる体制を構築することが重要だからです。**

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

令和6年4月1日から義務化されている事項

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じることが義務付けられました。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための
指針の整備

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための
研修及び訓練の実施

なぜ、これらの措置が必要なの？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。

このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引き	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf (第3版)
厚生労働省	介護保険サービス従業者のための感染対策に関する研修について	https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3))

3-3 虐待防止に係る措置

令和6年4月1日から義務化されている事項

➤ 虐待の発生又は再発の防止

事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を周知すること

2. 虐待防止のための指針を整備すること

3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「**虐待防止のための研修**」(年1回以上 & 新規採用時)について、八王子市は**令和3年度**から既に義務化されています。

3-3 虐待防止に係る措置

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf

参考にしてください。



3-4 認知症介護に係る基礎的な研修

➤ 認知症に係る基礎的な研修

※ 訪問入浴以外の訪問系サービス、福祉用具、居宅介護支援を除く

従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

令和6年4月1日から義務化されている事項

医療・福祉関係の資格
を持たない従業者への
認知症介護基礎
研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なの？



介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していくためです。

本研修は平成27年(2015年)に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し創設されました。

3-4 認知症介護に係る基礎的な研修

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	認知症施策推進大綱	https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf
厚生労働省 他	認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf
八王子市	認知症介護基礎研修	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p033567.html
社会福祉法人東北 福祉会	認知症介護研修とは	https://kiso-elearning.jp/what-kiso/

参考にしてください



第4章

令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第4章

令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第4章	改定内容	定巡	夜間	認知デイ	小多機	看多機
○	4-1 総合マネジメント体制強化加算の見直し	○			○	○
	4-2 専門性の高い看護師による訪問看護の評価					○
	4-3 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進					○
	4-4 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し	○				○
○	4-5 「書面掲示」規制の見直し	○	○	○	○	○
○	4-6 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	○	○	○	○	○
○	4-7 高齢者虐待防止措置未実施減算	○	○	○	○	○
○	4-8 身体的拘束等の適正化の推進	○	○	○	○	○
○	4-9 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し	○	○			
○	4-10 (看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化				○	○
	4-11 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化	○				
	4-12 リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し			○		
	4-13 通所介護等における入浴介助加算の見直し			○		
○	4-14 科学的介護推進体制加算の見直し			○	○	○
	4-15 アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し			○		
	4-16 アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し					○
	4-17 アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し					○
	4-18 訪問看護等における24時間対応体制の充実	○				
	4-19 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化	○				
	4-20 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し	○				
	4-21 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し	○				
	4-22 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化			○		

4-1 総合マネジメント体制強化加算の見直し 1/2

定巡

小多
機

看多
機

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設けました。

<現行>

- ・ 総合マネジメント体制強化加算
1,000単位/月



<改定後>

- ・ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 1,200単位/月(新設)
- ・ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 800単位/月(変更)

4-1 総合マネジメント体制強化加算の見直し 2/2

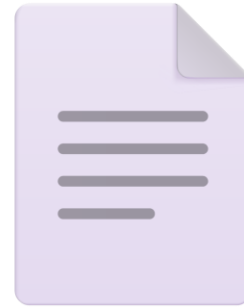
算定要件	加算(Ⅰ):1200単位 新設			加算(Ⅱ):800単位 変更		
	小多機	看多機	定巡	小多機	看多機	定巡
(1)個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○
(2)利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○	/	○	○	/
(3)地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	/	○	○	/	○	○
(4)日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること(新設)	○	○	○	/		
(5)必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること(新設)	○	○	/			
(6)地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること(新設)	事業所の特性に 応じて 1つ以上 実施	事業所の特性に 応じて 1つ以上 実施	○			
(7)障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること(新設)						
(※)定巡については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件						
(8)地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること(新設)						
(9)市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること(新設)						
(10)地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること(新設)	/	/	/			

4－5 「書面掲示」規制の見直し①重要事項

介護サービス事業者は、運営規程の概要等の重要事項※について、事業所内での「書面掲示」等に加え、令和7年4月1日から重要事項等の情報をウェブサイトに掲載しなければなりません。

※重要事項とは、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項を言います。

介護サービス事業者のホームページ等や
介護サービス情報公表システム



書面掲示

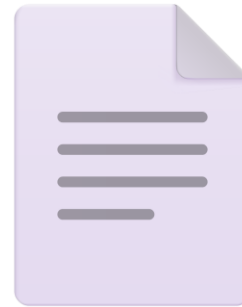


ウェブサイト

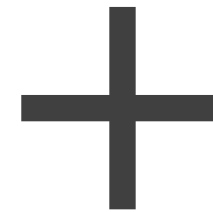
4-5 「書面掲示」規制の見直し②苦情処理

苦情相談窓口の連絡先、処理体制、手順等をサービスの内容を説明する文書に記載することに加え、事業所内に掲示し、令和7年4月1日からはウェブサイトに掲載しなければなりません。

介護サービス事業者のホームページ等や
介護サービス情報公表システム



掲示



ウェブサイト

4-6 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を求める観点から、以下の2点を満たしていない場合は 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

①業務継続計画策定

- ・ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画(BCP)を策定している。

令和7年3月31日
までは適用しません。

②必要な措置

- ・ 作成した業務継続計画(BCP)に従い必要な措置を講ずる。

参考

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/douga_00002.html

4-7 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、虐待防止に係る以下の措置を講じることが義務付けられました。

以下の4点を満たしていない場合は
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

①委員会開催と周知

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果を従業者に周知徹底すること。

②指針整備

- ・虐待防止のための指針の整備

③定期的な研修

- ・従業者に対し、虐待防止のための研修の定期的(年2回以上)な実施

④担当者の設置

- ・①～③の措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止のための委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。

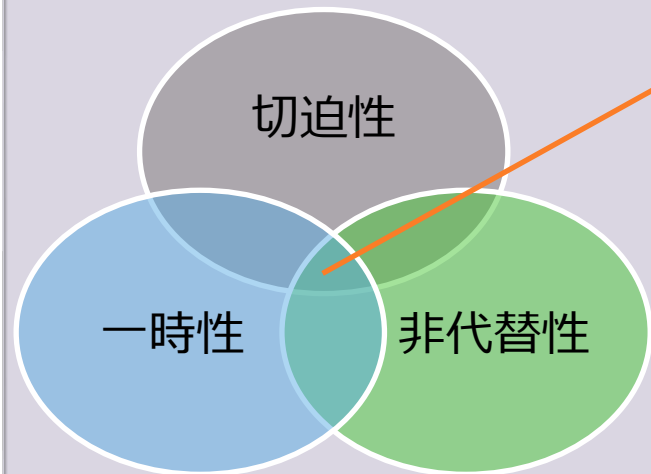
テレビ電話等を利用して行うことも可能です。
詳しくは参考をクリック。

参考 [虐待防止ガイドライン等リンク先\(スライド 40\)](#)

4－8 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じることが義務付けられました。

1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。



緊急やむを得ない理由は、切迫性、非代替性、一時性の3つを満たすか慎重に確認すること。

2 身体的拘束等を行う場合には次の内容を記録しなければならない。

- ・ (1)拘束の様態と時間
- ・ (2)利用者の心身の状況
- ・ (3)緊急やむを得ない理由

4-9 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

定巡

夜間

訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受け入れに関する要件が改定されました。

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

- ① 日常生活自立度 **Ⅱ以上**の者が利用者の50%以上
- ② 認知症介護実践リーダー研修等修了者を日常生活自立度 **Ⅱ以上**の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に19を超えて10又は端数を増やすごとに1を加えて得た数以上配置
- ③ 日常生活自立度 **Ⅱ以上**の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ④ 従業者に対して認知症ケアに関する技術的指導にかかる会議を定期的開催

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

- ① ア 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の②・④を満たす **日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の20%以上**
- ② 日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアの指導等を実施
- ③ 認知症介護指導研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ④ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施または実施予定

4-10(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化 1/2

小多
機

看多
機

認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分が設定されました。

<現行>

- ・ 認知症加算(Ⅰ) 800単位/月
- ・ 認知症加算(Ⅱ) 500単位/月



<改定後>

- ・ 認知症加算(Ⅰ) 920単位/月(新設)
- ・ 認知症加算(Ⅱ) 890単位/月(新設)
- ・ 認知症加算(Ⅲ) 760単位/月(変更)
- ・ 認知症加算(Ⅳ) 460単位/月(変更)

4-10(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化 2/2

小多
機

看多
機

＜認知症加算(Ⅰ)＞(新設)

- 1 認知症介護実践リーダー研修等修了者について、①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上
②20人以上の場合は1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 2 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 3 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- 4 認知症介護指導者研修の修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- 5 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

＜認知症加算(Ⅱ)＞(新設)

- 1 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 2 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 3 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

＜認知症加算(Ⅲ)＞

(これまでのⅠと同じ)

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

＜認知症加算(Ⅳ)＞

(これまでのⅡと同じ)

要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

4-14 科学的介護推進体制加算の見直し

認知
デイ小多
機看多
機

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。

データ提出頻度

- 科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「**6月に1回**」から「**3月に1回**」に見直す。

その他、LIFE関連加算に共通した見直し

<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>

- 入力項目の定義の明確化や他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
- 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

第5章

指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

【参考】

- ・ 八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査と合わせて指定介護機関の実地検査も実施します。

生活保護利用者の介護サービス利用について

生活福祉総務課 医療・介護担当からの

R06介護集団指導テキスト(地域密着系)

を参照してください。

文書指摘事例

「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

↓ 掲示例

【法令等】

○指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条)の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この標示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。

【指導事例】

＊「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

【根拠法令】

生活保護法施行規則第13条
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)

生
活
保
護
指
定
(
介
)

令和6年度(2024年度) 介護サービス事業者等(地域密着型サービス・介護予防支援) に対する集団指導は以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答を
お願いいたします。



The screenshot shows the website for Hachioji City Kea Club. The header includes the site name, a login field, and a text size selector. The main navigation bar contains links for Home, Notice, Survey (highlighted with a red box), Q&A, and User Settings. Below the navigation bar, the breadcrumb trail shows 'Home / Survey'. The main content area is titled 'アンケート' (Survey). It features a search bar with a placeholder '(キーワードを入力)' and a status filter section with options 'すべて' (All) and '未回答のみ' (Only unanswered). At the bottom of the filter section are buttons for '条件クリア' (Clear conditions) and 'Q 検索' (Search).

集団指導開催期間中
の回答をもちまして、
受講完了とさせてい
たします。



ご清聴ありがとうございました。

⊕ 八王子市

